

第一種フロン類充塡回収業者登録等通知書

環指第657号 令和3年9月27日

パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 稲継 哲章 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項の規定により, 第一種フロン類充塡回収業者として登録の更新をしたことを通知します。

登 録 番 号	第36199210036号
登 録 年 月 日	令和3年10月13日
有効期間満了年月日	令和8年10月12日
回収対象の第一種特 定製品及びフロン類 の種類	 (1) エアコンディショナーのCFC, HCFC, HFC (2) 冷蔵機器・冷凍機器のCFC, HCFC, HFC フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品のCFC, HCFC, HFC
充塡対象の第一種特 定製品及びフロン類 の種類	(1) エアコンディショナーのCFC, HCFC, HFC(2) 冷蔵機器・冷凍機器のCFC, HCFC, HFC